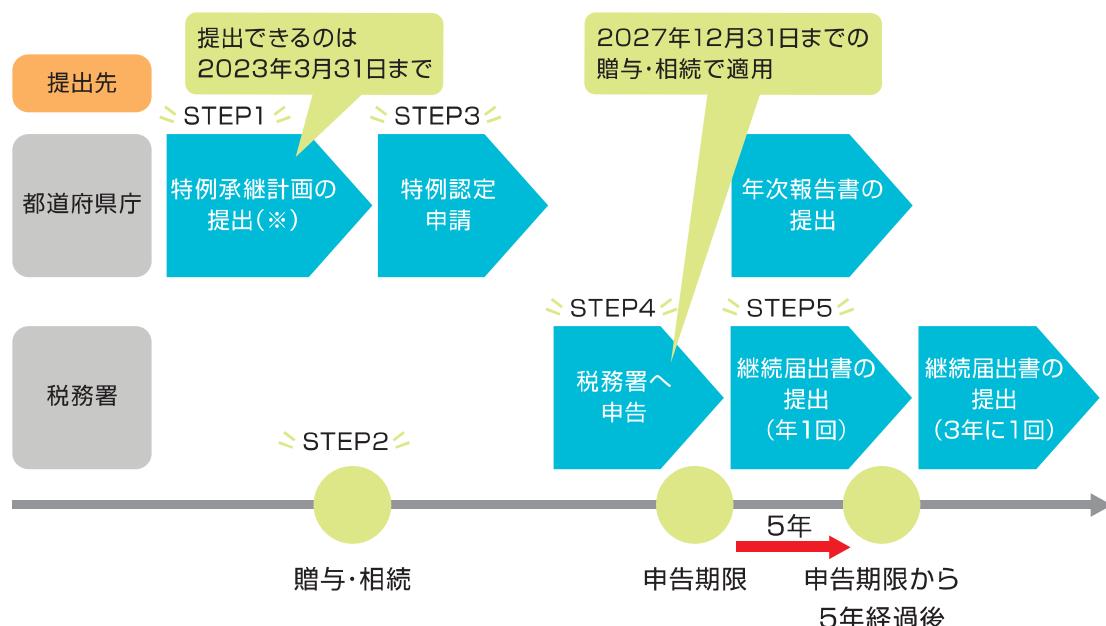


01 知る人ぞ知る！？事業承継税制

中小企業経営承継円滑化法における事業承継税制は、経営者から後継者に対して株式等を円滑に承継することを目的として、非上場株式等に係る贈与税、相続税の納税猶予を行うものです。

現在、更なる承継の円滑化のため、納税猶予の割合を80%から100%に引き上げる特例措置が2018年4月以降設けられており、これを利用すれば、後継者は先代経営者から贈与又は相続により取得した株式に係る贈与税又は相続税が全額猶予（あくまで猶予であることをご理解下さい）されます。

【特例措置に必要な手続きの概要】



- STEP1 後継者や承継後5年間の計画等について記載した特例承継計画※を作成し、県庁に提出
- STEP2 経営者から株式の贈与・相続により後継者が取得
- STEP3 特例承継計画の確認を受けたのち、認定申請書を法で定められた期限までに県庁に提出
- STEP4 認定を受けたのち、贈与税・相続税の申告書等を申告期限までに税務署に提出
- STEP5 定期的な報告(申告期限から5年間報告、5年経過後からは3年毎に報告)

(※)特例承継計画は認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けながら作成します。

認定経営革新等支援機関とは、中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国が認定した支援機関（税理士、公認会計士、中小企業診断士、商工会議所、金融機関等）を指します。



一見メリットが多い事業承継税制ですが、取消事由に該当した場合には、猶予されていた税額に加えて、利子税も支払う場合がありますので、注意が必要です。事業承継税制の特例措置については、普段お付き合いのある税理士さんや認定経営革新等支援機関等にご相談下さい。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku.htm



第3章 制度を知れば事業承継が変わる？

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

① 対象は？

事業承継税制(特例措置)の適用を受けられるのは、中小企業者に限られます。業種別に設定された資本金要件、または従業員数の要件のいずれかを満たす必要があります。

【中小企業基本法に基づく中小企業者の判定】

業種	資本金	従業員数
製造業その他 うち、ゴム製品製造業	3億円以下 3億円以下	300人以下 900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業 うちソフトウェア業または情報処理サービス業	5,000万円以下 3億円以下	100人以下 300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

又は

② 適用要件は？

中小企業者に該当することに加え、一定の要件を満たす必要があります。適用要件は「会社」、「先代経営者」、「後継者」についてそれぞれ定められており、これらのすべての要件を満たす必要があります。

【事業承継税制(特例措置)の主な適用要件】

項目	主な要件	
会社	中小企業者であること	
	上場会社等・風俗営業会社に該当しないこと	
	資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないことなど	
先代経営者	会社の代表権を有していたこと	
	同族で50%超の議決権保有、かつ、同族内で筆頭株主であったことなど	
後継者	贈与時に20歳以上の代表者であり、かつ、贈与の直前において3年以上役員であること	
	贈与時において、後継者とその者の親族などで総議決権数の過半数を保有していることなど	
相続	相続開始の直前において役員であり(先代経営者が70歳未満で死亡した場合を除く)、相続開始から5ヶ月後に代表者であること	
	相続時において、後継者とその者の親族などで総議決権数の過半数を保有していることなど	



事業承継税制(特例措置)を利用すれば、親族以外の方(役員・従業員等)

への承継も納稅が猶予され、後継者の候補が広がるメリットもあります。

また、複数の株主から最大3名の後継者に承継が可能です。その場合、各後継者が10%以上の議決権を有することなどの要件が追加されます。

個人版事業承継税制については、下記中小企業庁の

HPをご確認ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_kojin_ninntei.htm



02 制度を使った金融支援

自社株式・事業用資産にかかる贈与税や相続税の納税資金をはじめ、後継者個人に多くの資金が必要となります。また、経営者個人の債権・債務についても配慮する必要があります。ここでは、それらの課題を解決するための金融支援制度をご紹介します。

① 中小企業経営承継円滑化法による金融支援

中小企業経営承継円滑化法に基づく県知事の認定を条件に、事業承継時に金融支援を受けられます。

	株式会社日本政策金融公庫	信用保証協会
融資の内容	中小企業経営承継円滑化法における県知事の認定を前提に、後継者個人に対して、株式取得資金の融資が可能となります。個人は通常、公庫の融資対象ではありませんが、特例的な措置が適用されます。	中小企業経営承継円滑化法における県知事の認定を前提に、事業承継にかかる資金については、通常の保証枠とは別枠で信用保証を受けることが可能となります。

※県知事の認定とは別に、各支援機関において審査があります。

② 「経営者保証に関するガイドライン」の適用による経営者保証の解除支援

経営者保証に関するガイドラインの適用を受けることで、既存の経営者保証を解除できる可能性があります。

	概要	主な要件
「経営者保証ガイドライン」	右の要件を満たす中小企業者は、ガイドラインの適用により、経営者保証なしで金融機関から融資を受けられる可能性があるほか、既存の経営者保証を解除できる可能性があります。	① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離 ② 財務基盤の強化 ③ 財務状況の正確な把握、情報開示等による経営の透明性確保

事業承継に焦点を当てた「経営者保証ガイドライン」特則の適用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原則として、経営者・後継者の双方から二重には保証を求めないこと ■ 例外的に、二重の保証を求めることが真に必要な場合には、その理由や保証が適用されない場合の融資条件等について、金融機関が経営者・後継者双方に十分に説明し、理解を得ること
-------------------------------	--



中小企業経営承継円滑化法における金融支援の認定を希望する場合は、まずは普段お付き合いのある税理士さんや認定経営革新等支援機関等にご相談ください。経営者保証に関するガイドラインの適用による経営者保証解除支援を希望する場合は、鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター(P28)にご相談ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm



03 上手な引継ぎ方があります

会社の経営権を安定させるためには、後継者に集中的に自社株式を承継することが望ましいですが、遺産分割協議の結果等によっては、自社株式の保有者が分散してしまうリスクがあります。

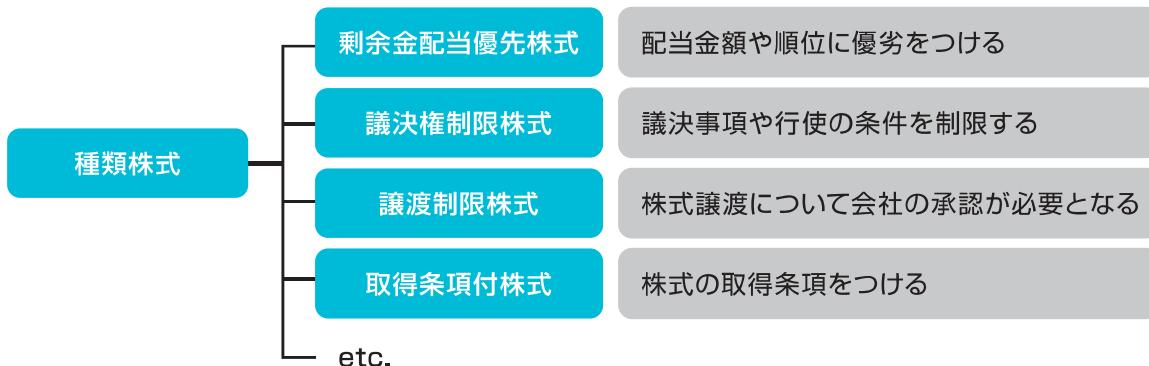
経営権の分散リスクを防止するために自社株式の生前贈与を進めるほか、種類株式等を活用する方法があります。

① 種類株式の活用

会社が発行する株式は権利や内容が同一であることが原則ですが、異なる権利や内容の株式を発行することもでき、そのような株式は種類株式と言われます。

種類株式を活用し、後継者には普通株式を、他の相続人には無議決権株式を相続させることで、株式分散リスクの低減を図ることができます。議決権等も制限できるため、例えば、後継者に議決権を集中させるなど、円滑な事業承継に役立てることができます。

【種類株式の概要】



② その他の引継ぎ方について

種類株式の活用以外にも以下のような方法で、経営権の分散リスクを防止する引継ぎ方があります。

【経営権の分散リスクの防止策(一例)】

安定株主の導入

安定株主とは、経営者の経営方針に賛同し、長期間にわたって保有を継続してくれる株主のことです。安定株主の候補としては、役員・従業員持株会、中小企業投資育成株式会社、金融機関、取引先などがあります。

遺言の作成

先代経営者が遺言を残しておくことは、相続争いや遺産分割トラブルを回避することに有効です。後継者には株式や事業用資産、ほかの相続人には事業に関係のない資産などを相続させるというような、経営者の意思に沿った相続が期待できます。



現在の株主がだれなのかを正確に把握することが大事です。そのため、株主名簿が作成されているか改めて確認しましょう。たとえ、株主名簿はあっても正確でないことが多いです。名簿に記載している株主とは別の人や実際には所有していたり、実際に出資している人とは別の人などが株主になっていたり（いわゆる名義株）する場合があります。定款や過去の株主総会議事録等を確認し、正確に株主構成や権利関係を把握しましょう。

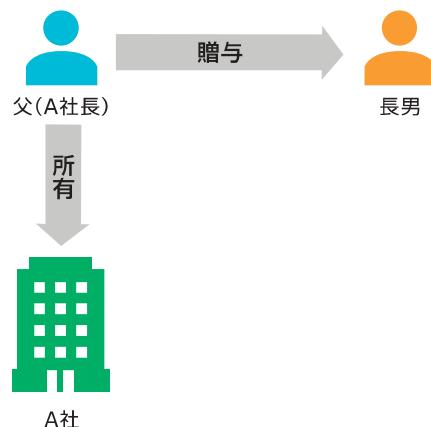
01 A社長の場合(贈与)

■ ケーススタディの家族構成の概要(会社の概要)

贈与により株式を承継する場合、承継の方法によって納付する税額が変化します。父から長男へ会社の株式をすべて贈与する場合において、各方法の納付税額を確認してみましょう。

■ 前提

- ・父から長男へA社株式を全て贈与する予定。
- ・A社株式の時価は2億円(ただし、10年間で株式の時価は変動しないと仮定する)。
- ・その他の相続財産はなし。



第1章

第2章

第3章

第4章

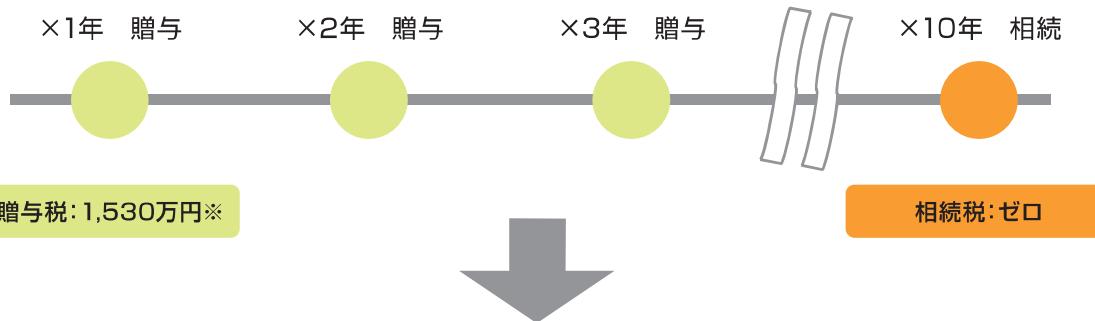
第5章

第6章

① 暦年課税制度

暦年課税制度を用いて、5年かけて毎年4,000万円の株式を長男に贈与します。毎年110万円の基礎控除が適用されるため、1年間の贈与税額は約1,530万円となり5年間の合計で7,650万円となります。

なお、10年の間で株式の時価が高くなつた場合は、贈与税額がより多額になつたり、父の生前までに贈与しきれなかつた場合は相続税の対象となります。



贈与税: 1,530万円※

相続税: ゼロ

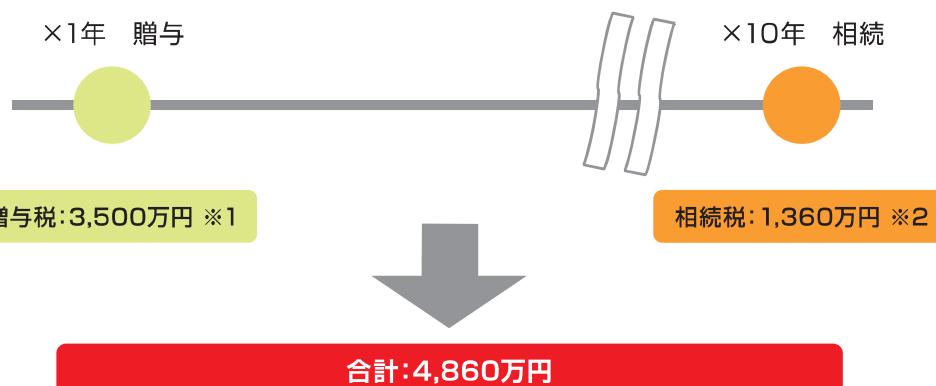
※贈与税=(課税価格4,000万円-基礎控除110万円)×税率50%-控除額415万円

暦年課税制度の詳細については11ページに記載しております。

② 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度の場合、特別控除額2,500万円を超えた金額について贈与税がかかります。また、制度を選択した贈与者から贈与した株式はすべて相続財産の対象となりますので、すでに納付済みの贈与税を控除した分の相続税についても納付が必要となります。

贈与税と相続税の2つが課税されますが、特別控除額の大きさによって、合計は4,860万円となり毎年課税の納付額を下回ります。また、株式の評価額は贈与時の時価に固定されるため、相続発生時までの株価の値上がりによって納付額が増加しない点も、相続時精算課税制度の特徴です。



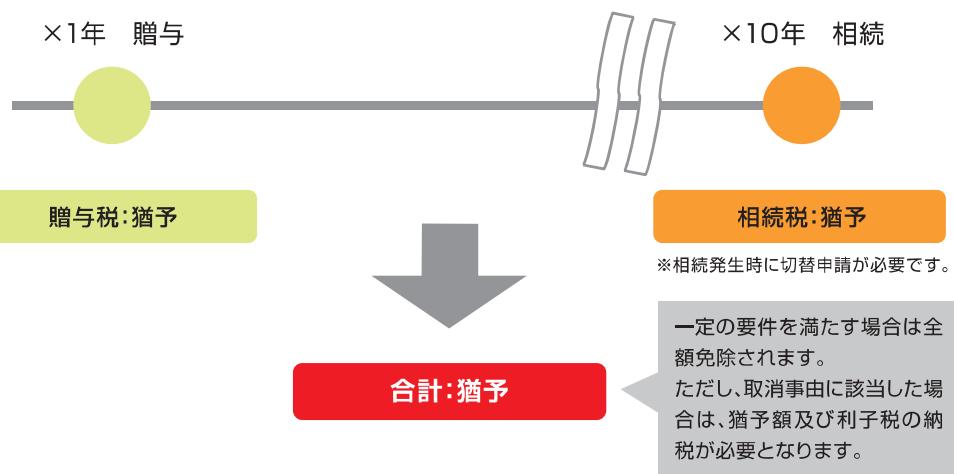
※1 贈与税=(課税価格2億円-特別控除2,500万円)×税率20%

※2 相続税=(課税価格2億円-基礎控除3,600万円)×税率40%
-控除額1,700万円-贈与税3,500万円

相続時精算課税制度の詳細については12ページに記載しております。

③ 事業承継税制(特例措置)の活用

事業承継税制(特例措置)の納税猶予を活用した場合、父から長男へ株式を贈与した際の贈与税は猶予されます。また、父が亡くなった場合にはこの猶予された贈与税は免除された上で、この贈与を受けた株式等は相続により取得したものとして相続税が課税されますが、県知事の確認を受けることで相続税の猶予を受けることができます。

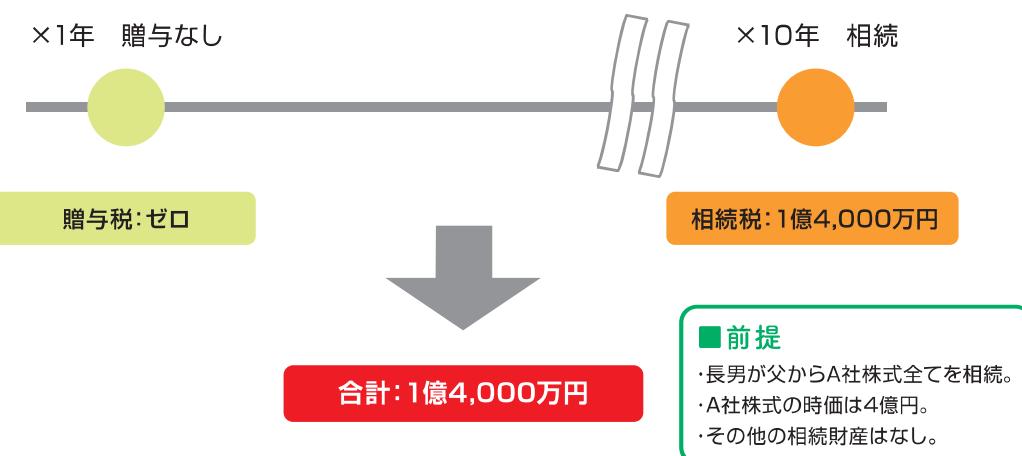


事業承継税制(特例措置)の詳細については17ページに記載しております。

02 A社長の場合(相続)

① 相続

父から長男へ生前贈与を行わなかった場合、相続発生時に長男にすべての株式が承継され、相続税が課税されます。株価が値上がりし相続発生時に株式の時価が4億円となった場合、相続税は1億4,000万円となり、暦年課税や相続時精算課税での納付額を上回ります。会社の業績が好調であり、今後自社株式の株価が高くなる見込みがある場合は、生前贈与を検討することで税負担を抑えることができます。

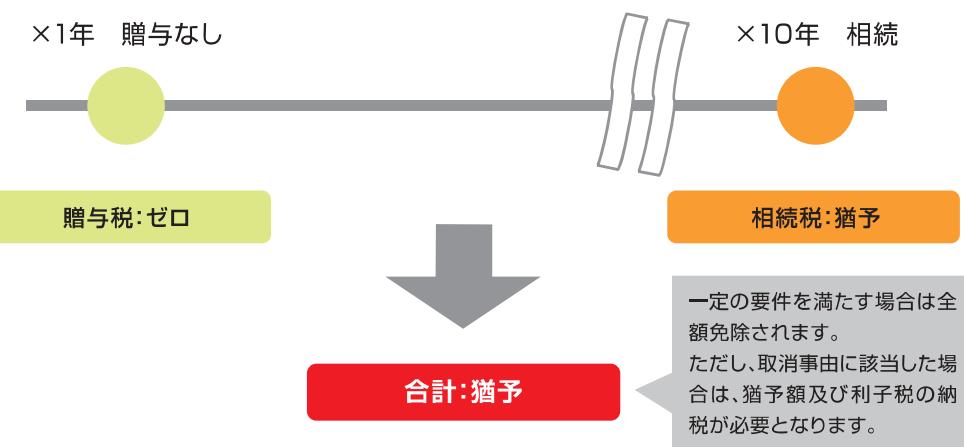


※ 相続税=(課税価格4億円-基礎控除3,600万円)×税率50%-控除額4,200万円

相続税の詳細については14ページに記載しております。

② 事業承継税制(特例措置)の活用

事業承継税制(特例措置)の納税猶予を活用した場合、父から長男へ株式を相続した際の相続税は猶予されます。また、後継者である長男が亡くなった場合には、父からの相続により発生した相続税は免除されます。ただし、贈与時と同様、納税猶予の取消事由に該当した場合には、猶予額及び利子税の納税が必要となります。



事業承継税制(特例措置)の詳細については17ページに記載しております。

03.B社長の場合(コラム)

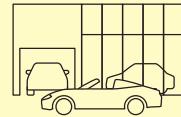
相続時精算課税制度と暦年課税制度のMIXにより、承継に伴う資金負担を大幅に軽減！

業種:小売業(輸入車のディーラー)

売上高:25億円

従業員数:60名

*インタビュアー⇒イ B社長⇒B



B社長

1 事業承継を進めるにあたっての課題は何でしたか？

B 今の会社は私の父が創業したのですが、会社の株式は、父と母、それに私の妹が保有していました。両親が高齢になってきていたので、すべての株式を私に集約しようと検討していました。

1 何か問題があったのですか？

B 父に相談すると、株はタダでは渡さない、創業から積み上げてきた利益が考慮される純資産評価額で買い取って欲しいと言われました。老後の資金の確保や今まで会社を大きくしてきた成果として安い値段では渡したくなかったそうです。そこで顧問税理士に現状の会社の価値について評価を依頼すると、過去の業績が好調だったので非常に高値になっており、とてもじゃないですけど買い取る余裕はありませんでした。

1 実際にどうやって承継したのですか？

B 会社の今後について、とにかく父親と話をしました。私は販路をもっと広げていきたいと思っており、取引先からも今まで以上に信頼を得るために資本金を増やすことを考えていました。そのため、手持ちの資金を少しでも確保したいことを父に伝えました。最終的には父にも納得して貰え、母と妹にも相談した結果全員が納得する形で、父が提示した価格より大きく下回る価格で買い取ることができました。

1 無事納得いただけたのですね。ただ、税金がけっこう負担になったのではないでしょうか？

B もちろん、普通にいけば、贈与税がかなり発生することになったのですが、これも専門家と相談した結果、両親からの株式取得で発生する贈与税については、相続時精算課税制度を活用して負担を軽減しました。

1 相続時まで特別控除額の2,500万円まで免除される制度ですね。妹さんはどうされたのですか？

B 相続時精算課税制度は父母又は祖父母からの贈与を対象としており、妹は制度の対象外のため、暦年課税で長期間かけて株式を取得することにしました。基礎控除額の110万円が毎年適用されるため、一括で取得する場合に比べて贈与税の負担が軽減されます。私は相続時精算課税制度を知らなかったですし、2つの制度を同時に使うという発想もありませんでした。専門家にアドバイスを求めて本当に良かったと思っています。

1 株式取得の代金はどのように工面されたんですか？

B 最終的な取得金額を顧問税理士に算定してもらい、金融機関からの借入れを原資に株式の取得と贈与税の納付をしました。今後は父から受け継いだ会社をさらに大きくし、業績を伸ばして地域にも愛される会社に成長させていきたいです。

第5章 事例で考える、親族外承継

第5章では、各社長のケースをもとに、役員・従業員への承継、第三者への承継を見ていきます。

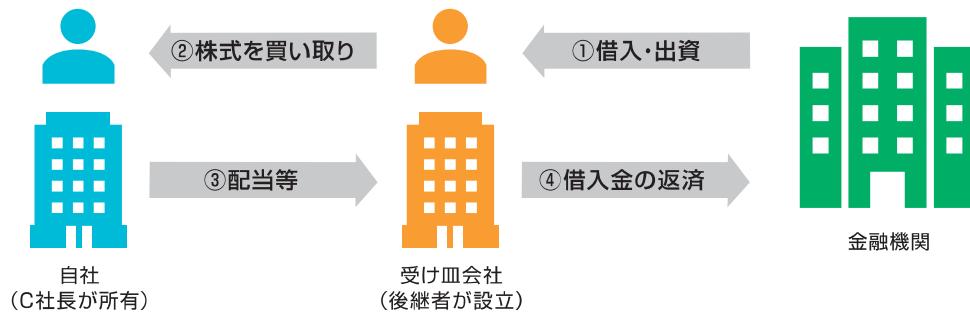
01

C社長の場合(役員・従業員への承継)

C社長は役員・従業員へ承継するため、株式を譲渡しようと思いました。ですが、彼らが株式を購入する資金がありません。でも、かといって、役員報酬・給与を引き上げる余裕もありません。

① 金融機関からの借入や出資をもとに、別会社で株式を買い取る?

自社が将来獲得する利益を元手として、銀行等から資金を借り入れ、役員・従業員が設立する受け皿会社で株式を買い取るという方法があります。この場合、配当等をもとに、借入金を返済していきます。



② 株式を贈与するというのも選択肢の一つです

借入や出資が難しい場合には、株式を贈与することも選択肢の一つです。事業承継税制(特例措置)では、親族以外への承継にも適用できるので、納税猶予も可能です。



事業承継税制(特例措置)の詳細については17ページに記載しております。



役員や従業員に贈与する場合には、親族との事前の相談も欠かせません。なお、事業承継税制(特例措置)は、時限措置であり、期限内の特例承継計画の確認申請や承継の実行等が必要となりますので、ご注意ください。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

02 D社長の場合(持株会の設立)

D社長は譲渡や贈与はなるべく行わずに、株式を有効活用できないかと考えました。そんなとき、持株会が事業承継に活用できることを知りました。

① 持株会で株式を持つとこんなに効果がある!?

持株会とは、役員や従業員が自社の株式を購入できるようにする制度です。持株会を活用することで、相続財産を減少させられる、自社株式の社外流出を防げる、など様々な効果があります。

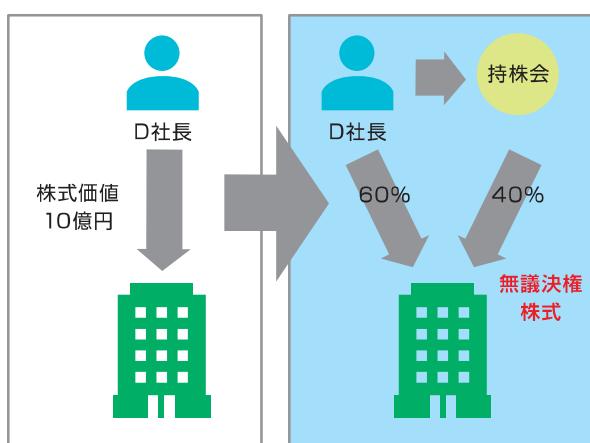
ただし、持株会を設立する場合には、役員・従業員の議決権をどうするか、配当を支払えるか、退職時の買取価格をどうするか、など、事前に検討しておくべき事項もあるため、専門家に相談しながら進めましょう。

【従業員持株会導入の効果】

	オーナー側	従業員側
金銭面	持株会に株式を譲渡することにより相続財産が減少する	配当金の受領等により資産形成が可能となる (新たな福利厚生になる)
内部統制面	持株会の規定により株式を外部の者に譲渡できないため、自社株式の社外流出や分散を防止できる	自社株式を保有することにより業務へのモチベーションが向上する

持株会のケーススタディ(種類株式も活用した場合)

D社長は時価10億円の株式を保有していました。そのうち40%を持株会に譲渡することで、4億円分の相続財産が減少しました。さらに、持株会へ譲渡した株式を無議決権株式に変更することで、持株会は経営には関与しない形をとり、これまで通り機動的な企業運営を確保することができました。



施策	効果
持株会の導入	相続財産の減少による相続税等の負担減
株式の無議決権化	経営者による会社の経営権の継続

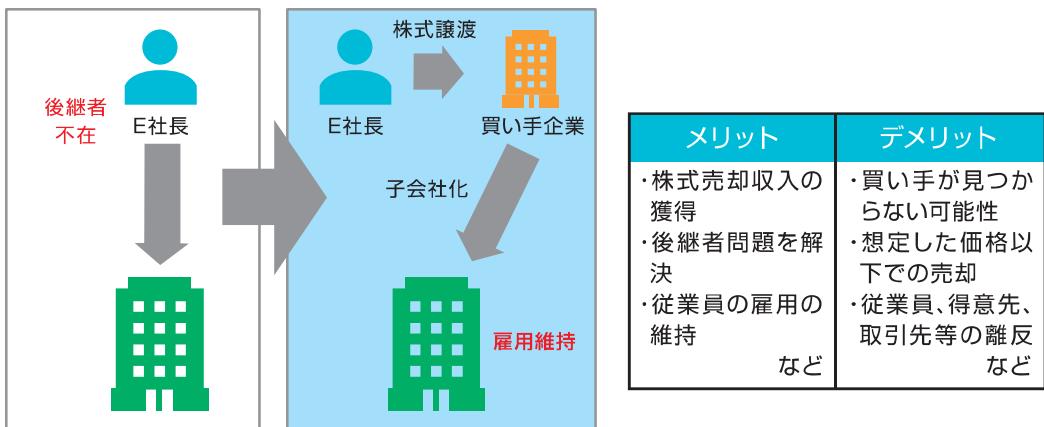
種類株式の詳細については20ページに記載しております。

03

E社長・F社長の場合(第三者への承継(M&A))

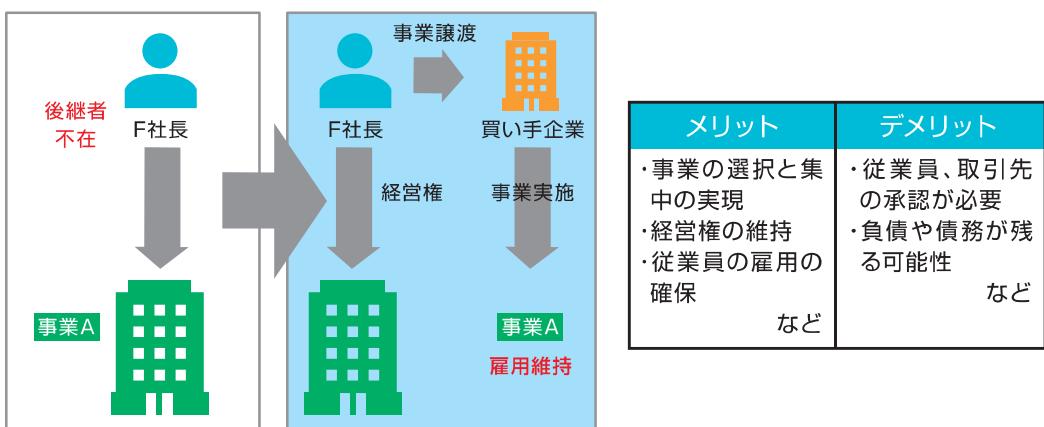
M&Aのケーススタディ(その1)

E社長は高齢のため引退を考えていましたが、従業員も高齢化しており、後継者がおらず悩んでいました。そこで取引先の銀行に相談したところ、自社の事業に興味がある企業を紹介してもらい、すべての自社株式の売却をすることにしました。その結果、廃業せずに、買い手企業の傘下での事業継続を実現でき、従業員の雇用も守りつつ、安心して引退することができました。



M&Aのケーススタディ(その2)

F社長は業績が伸び悩み、従業員の高齢化も進んでいたため、廃業を検討していました。F社長は自社の事業規模や財務状況からM&Aは難しいと考えていましたが、M&Aの公的機関として鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター(P28)を紹介され、無料相談に行きました。その結果、複数社の紹介を受け、自社の技術力や商圏を高く評価したX社への事業譲渡が実現しました。熟練の技術を必要とする製品を製造していたため、従業員は引き続き雇用され、F社長はこれまでの取引先との関係からX社の顧問として、事業拡大に貢献しています。



信頼できる引継ぎ先を自力で見つけるのは困難です。まずは鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター(P28)に相談をしましょう。M&A全般の相談やアドバイスを受けられるだけではなく、事業の譲り受けを希望する企業やM&Aに精通した専門家の紹介も行っています。

01

事業承継全般のご相談は、鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センターへ



事業譲渡をすすめたい
どこに相談したら
いいのか

後継者がいない
会社の今後を誰に
託すべきか

借入金の経営者保証は
解除できるのか？



事業規模を拡大したい
譲渡希望企業を
探したい

子供に事業を引継ぎたい
どのような手続きが
必要なのか



そもそも自分の会社は
売却できるのか

相談無料
秘密厳守

経済産業省 九州経済産業局 委託事業

鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター

鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センターは、親族内承継や第三者承継(M&A)などの課題解決を支援する公的な相談窓口です。専門相談員が秘密厳守でご相談を承ります。

TEL 099-225-9534

受付時間／平日9:00～17:00

土日祝日は除く

〒892-8588 鹿児島市東千石町1-38

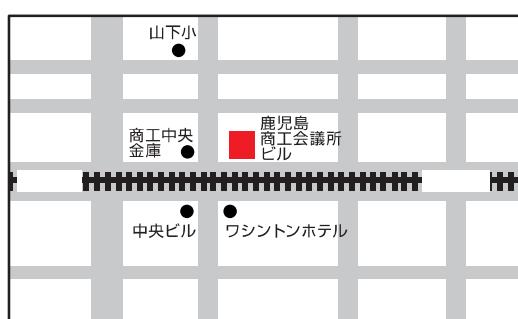
鹿児島商工会議所ビル13階

鹿児島商工会議所内

FAX 099-227-1977

HP shoukei.kagoshima.jp

E-mail k-hikitsugi@chic.ocn.ne.jp



まず鹿児島県事業承継・
引継ぎ支援センターに
相談してみます。



02

ご相談内容が明確な場合は、「鹿児島県における事業承継支援一覧表」で支援機関を確認し、相談しましょう!!

鹿児島県における事業承継支援一覧表

支援制度区分	相談したいこと	支援名等	実施機関	支援内容	相談窓口	QRコード
情報提供	事業承継はどうやればいいかなど全般的に教えてほしい。	鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター	鹿児島商工会議所	事業承継・引継ぎに関する課題解決を支援する相談窓口。中小企業・小規模事業者の事業承継・引継ぎの実務に精通した専門相談員が様々な相談に対応。	鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター鹿児島商工会議所 TEL.099-225-9534 FAX.099-227-1977	
	事業承継について診断をしてほしい。	かごしま中小企業支援ネットワーク	鹿児島県中小企業支援課	事業承継支援に取り組む関係機関と連携し、事業承継に係る診断等を実施。診断を元に関係機関と情報共有し、事業承継に係る最適な支援につなげる。	鹿児島県中小企業支援課 中小企業支援係 TEL.099-286-2944 FAX.099-286-5576	
	事業承継の相談先を調べたい。	鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター	鹿児島商工会議所	地域の事業承継に関する課題に直面する企業ニーズに対して、地域の専門家と連携したきめ細かい個別支援を行う。	鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター鹿児島商工会議所 TEL.099-225-9534 FAX.099-227-1977	
	会社を引き継ぐ相手探しを支援してほしい。	かごしま中小企業支援ネットワーク	鹿児島県中小企業支援課	事業承継支援に取り組む関係機関と連携し、事業承継に係る診断等を実施。診断を元に関係機関と情報共有し、事業承継に係る最適な支援につなげる。	鹿児島県中小企業支援課 中小企業支援係 TEL.099-286-2944 FAX.099-286-5576	
	会社を引き継ぐ相手探しを支援してほしい。	鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター	鹿児島商工会議所	第三者承継の実務に精通した専門相談員が、全国のセンターに登録の譲受を希望する企業とのマッチングや、相手先を探す支援期間の紹介も行います。	鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター鹿児島商工会議所 TEL.099-225-9534 FAX.099-227-1977	
融資・保証	事業承継をするにあたり資金の融資を受けたいのですが。	事業承継対策資金	鹿児島県中小企業支援課	県内に事業所を有する中小企業者又は組合で、現に営む事業を1年以上継続して営んでいるものの事業を承継しようとする者で要件に合致した者に対する貸付。	鹿児島県中小企業支援課 金融係 TEL.099-286-2946 FAX.099-286-5576 鹿児島県信用保証協会 TEL.099-223-0274	
		事業承継・集約・活性化支援資金	(株)日本政策金融公庫	事業承継を計画している者や、代表者変更を契機に新たな取組を図る者を支援するための資金。	鹿児島支店中小企業事業 TEL.099-223-2221 FAX.099-226-4439 鹿児島支店国民生活事業 TEL.099-224-1241 FAX.099-222-3518	
		小規模企業共済制度(事業承継貸付)	中小機構	事業承継に要する資金を貸し付ける制度。	借り入れ窓口として登録申し出した金融機関(登録申し込みがない場合は商工中金本支店)	
		事業承継サポート保証	鹿児島県信用保証協会	事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集めする際の保証。	鹿児島県信用保証協会 TEL.099-223-0274	
税制	円滑に承継するための税制措置について教えてほしい。	経営承継円滑化法による事業承継税制	鹿児島県中小企業支援課	事業承継の円滑化に向けた、県知事が経営承継円滑化法の認定を受けた中小企業の後継者を対象として、相続税・贈与税の納税猶予・免除の適用支援。	鹿児島県中小企業支援課 中小企業支援係 TEL.099-286-2944 FAX.099-286-5576	
事業についての相談	譲り受けたくないような会社に今のうちにしておきたい。 後継者がやりたいという新しい取組・アイデアがあるので、支援はないですか。 会社を譲り受けましたが今から新しい事業を考えています。	中小企業経営革新支援制度	鹿児島県中小企業支援課	新商品の開発・生産、新サービスの提供など新たな事業活動を通じて、経営の向上を図ることに積極的に取り組む中小企業に対し、低利融資、補助金等の支援を行う。	鹿児島県中小企業支援課 中小企業支援係 TEL.099-286-2944 FAX.099-286-5576	
		よろず支援拠点	(公財)かごしま産業支援センター	中小企業に対する経営支援体制の強化を図るために、様々な経営相談に応じるコーディネーターを設置し、課題解決に最適な手法を選択して支援。	よろず支援拠点((公財)かごしま産業支援センター TEL.099-219-3740 FAX.099-223-7117	



QRコードを読み取る際は、他のQRコードと重ならないように注意してね! 不要なQRコードに紙を被せると読み取りやすくなるよ!



いかがでしたか？

事業承継について考えるキッカケになりましたでしょうか？

このハンドブックを読み終えた今がチャンスです。

難しく考えず、まずは支援機関を頼ってください。

その道のプロとともに、準備から承継の完了まで一歩、一歩、前に進んでください。

事業承継は会社の業績を好転させる可能性を秘めています。

事業承継に早期着手し、円滑に進めることで、御社が益々発展していくことを願っています。

鹿児島県 商工労働水産部 中小企業支援課



令和3年度版かごしま事業承継・引継ぎハンドブック（全体編／親族内・従業員等承継編）では、主に「事業承継とは」「親族内・従業員等承継」について解説しました。

さて、近年では、事業承継の一つの選択肢として、M&Aが広まってきています。

中小企業においてもM&Aに対するイメージは変わってきています。

M&Aは、事業を譲り渡す側（売り手）にとって「後ろめたい」ことではなく、

事業を譲り受ける側（買い手）がその事業の価値を認めてはじめて成立するもので、従業員の雇用や取引先のためにもなります。

令和4年度版では、かごしま事業承継・引継ぎハンドブック（M&A編）を作成し、「M&Aとは」について分かりやすく解説したいと考えております。

